

告 示

○文部科学省告示第七七号  
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表の下欄のように改めて国宝に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。  
令和五年九月二十五日  
文部科学大臣 盛山 正仁

上 欄		中 欄		下 欄	
名称	関係告示	名称及び員数	名称	員数	構造及び形式
通潤橋	昭和三十五年文化財保護委員会告示第一号	<ul style="list-style-type: none"> <li>附・御小屋 一棟</li> <li>附・石碑 二基</li> <li>附・御試吹上樋 一所</li> <li>附・関係文書 二冊</li> </ul>	通潤橋	一基	石造単アーチ橋 取入口から吹上口に至る水路を含む 附・御小屋 一棟 附・石碑 二基 附・御試吹上樋 一所 附・関係文書 二冊
			通潤地区土改良区		
			熊本県上益城郡山都町		
			熊本県上益城郡山都町 畑		

○文部科学省告示第百八号  
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。  
令和五年九月二十五日  
文部科学大臣 盛山 正仁

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
旧矢中家住宅	二棟	木造、建築面積一九七・五三平方メートル、地下室付、瓦葺、南・西石階、北渡廊下附属 鉄筋コンクリート造、石造及び木造、建築面積九〇・三二平方メートル、二階建、瓦葺 附・石蔵 一棟 石造、建築面積七・八九平方メートル 宅地、畑、山林 二、五七〇・一二平方メートル 九四番地一号、九四番地二号、九五番地、一〇七四番地一号、一〇七四番地二号、一〇七五番地、一〇七六番地 右地域内の石堀、石積、擁壁、横井戸を含む	森 洋	茨城県つくば市松代一丁目二五番地五号	茨城県つくば市北条字古城九四番地一号
天満宮 本殿・幣殿・拝殿	二棟	本殿 三間社流造、背面軒唐破風付 幣殿 桁行四間、梁間一間、一重、両下造 拝殿 正面三間、背面五間、梁間三間、一重、入母屋造、正面千鳥破風付、向拝一間 軒唐破風付 総銅板葺 附・宮殿 一基 桁行一間、梁間一間、正面入母屋造、軒唐破風付、背面切妻造、板葺 ・棟札 四枚 ・絵図 一枚 ・文書 一冊 一間社流造、板葺銅板仮葺 附・末社機神社本殿 一棟 一間社流造、正面千鳥破風及び軒唐破風付、柿葺	宗教法人天満宮	群馬県桐生市天神町一丁目二番一号	群馬県桐生市天神町一丁目二一八番地
末社春日社本殿					